



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 33/2013年7月号

発行日：2013年7月12日

先月23日の東京都議会議員選挙では与党である自民党と公明党の圧勝といえました。アベノミクスの効果というよりも期待が評価された結果とも考えられますが、どちらにしましても、関与する企業の業績が向上することを切に願うばかりです。

### I. 最新情報（2013年6月1日～2013年6月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013年6月 25日	研究 資料	会計制度委員会研究資料第3号「我が国の引当金に関する研究資料」の公表について	<p>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、平成 25 年6月 24 日付けで、会計制度委員会研究資料第3号「我が国の引当金に関する研究資料」を公表しましたのでお知らせします。</p> <p>引当金については、企業会計原則注解【注 18】（以下「注解 18」という。）にその計上基準が示されており、企業会計基準委員会及び当協会から、個別の会計事象等について、会計基準や監査上の取扱い等が公表されておりますが、引当金に関する包括的な会計基準は、いまだ設定されておられません。</p> <p>会計制度委員会では、上記に関し慎重に検討し、これまでの検討経過を公表することは意義のあることと考え、ここに、会員が引当金の計上基準を検討する上での一助となるような資料を提供することといたしました。したがって、本研究資料は、実務上の指針として位置付けられるものではなく、実務を拘束するものでもありません。なお、国際財務報告基準（IFRSs）に照らした考察も併せて行っておりますが、同様に我が国の引当金の考察を深める目的で行ったものであり、IFRSs の解釈を示すものではなく、あくまでも現時点における一つの考え方を示したものに過ぎないことにご留意ください。</p>	—

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年6月 21日	公表	企業会計審議会が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表	<p>企業会計審議会は、6月19日に、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を公表しました。</p> <p>詳細は、金融庁のウェブサイトをご参照ください。  <a href="http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html">http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html</a></p> <p>上記に対応して、経団連及び自民党企業会計小委員会からも同様の意見の公表がありました。</p>	—

## 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2013 年6月 14日	研究 報告	公会計委員会研究報告第19号「公会計基準設定スキームの構築に向けて～海外事例の調査とそれを踏まえた提言～」	<p>日本公認会計士協会では、これまで公的部門の主体（国及び地方公共団体）における複式簿記・発生主義の導入と併せて、独立した公会計基準設定主体を中心とした公会計基準設定のスキームの構築の必要性について意見を発信して参りました。</p> <p>さらに、独立した公会計基準設定主体の設立を含む公会計基準設定のスキームの構築に向けて、より強力に意見を発信するためには、諸外国における事例を調査し、それを踏まえてより具体的に我が国における公会計基準の設定の在り方について意見発信する必要があるとの認識に至りました。</p> <p>そこで、海外における公会計基準の設定スキームに関して、関連する文献を渉猟するとともに当事者からのインタビュー調査等を実施し、静的な面では、公会計基準設定主体の枠組みを含む公会計基準の設定のスキームの制度設計について、動的な面では、当該スキームがどのような歴史的過程を経て形成されたのかなどについて本研究報告として取りまとめました。また、調査結果に基づき、我が国における新たな公会計基準設定スキームに関する提言も本研究報告中に取りまとめております。</p>	—

## 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 電子記録債権について

電子記録債権制度は、特に中小企業の資金調達の円滑化等を図るため、従来の手形・指名債権を単に電子化したものではなく、新たな決済手段として創設されました。制度的には、平成19年6月に「電子記録債権法」が成立し、平成20年12月に施行されました。

また、平成25年2月には、一般社団法人全国銀行協会（全銀協）の子会社「株式会社全銀電子債権ネットワーク」が提供する「でんさいネットサービス」のサービスが開始されました。それまでは、大手金融機関内のみ利用が制約される3つの機関しかありませんでした。しかし、「でんさいネットサービス」は、全銀協、信用組合等全国1,300以上のほぼ全ての金融機関が参加しているため、今後事業者の決済手段として電子記録債権（でんさい）の利用が増加していくことになるでしょう。

この電子記録債権の会計処理等については、平成21年4月、企業会計基準委員会から「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」が公表されています。

これによりますと、貸借対照表上、手形債権が指名債権とは別に区分掲記される取引（売掛金や買掛金）に関しては、電子記録債権についても指名債権とは別に区分掲記することとし、「電子記録債権（又は電子記録債務）」等、電子記録債権（債務）を示す科目をもって表示します（但し、重要性が乏しい場合は受取手形に含めた表示が可能）。

また、譲渡記録により当該電子記録債権を譲渡する際に、保証記録も行っている場合には、受取手形の割引高又は裏書譲渡高と同様に、財務諸表に注記を行います。

さらに、会計監査手続きの面では、平成23年3月「電子記録債権残高の検証手続上の留意点」が公開され、債権債務残高の検証について、確認が有効でありその場合の留意点が紹介されています。

上記以外では、電子記録債権に関する内部統制、貸し倒れリスクの評価、期間帰属についての監査手続について留意する必要があるでしょう。

### 2. ペーパーフェイスブック

今回のつづやきはお休みします。

（注）このニュースレターは弊社クライアントに発信しているため、お互い顔が見える方への情報発信という意味で「ペーパーフェイスブック」とタイトルをつけました。「良いね！」と思われる方は、当法人の担当者がお伺いした際、お声をかけて下さい。

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上